一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東高上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 36′ 44.4157″	132° 52′ 34.8657″
2	33° 36′ 44.5690″	132° 52′ 34.9318″
3	33° 36′ 44.6269″	132° 52′ 34.8014″
4	33° 36′ 44.8566″	132° 52′ 34.6545″
5	33° 36′ 44.9387″	132° 52′ 34.7385″
6	33° 36′ 50.2540″	132° 52′ 32.2035″
7	33° 36′ 50.9569″	132° 52′ 33.5414″
8	33° 36′ 47.8470″	132° 52′ 35.8039″
9	33° 36′ 45.5968″	132° 52′ 35.4540″
10	33° 36′ 45.5994″	132° 52′ 35.3434″
11	33° 36′ 45.5346″	132° 52′ 35.3354″
12	33° 36′ 45.5233″	132° 52′ 35.2479″
13	33° 36′ 45.4351″	132° 52′ 35.2320″
14	33° 36′ 45.3561″	132° 52′ 35.2270″
15	33° 36′ 45.0545″	132° 52′ 35.2079″
16	33° 36′ 44.9545″	132° 52′ 35.1470″
17	33° 36′ 44.8322″	132° 52′ 35.2410″
18	33° 36′ 44.7274″	132° 52′ 35.4788″
19	33° 36′ 44.6800″	132° 52′ 35.6633″
20	33° 36′ 44.6489″	132° 52′ 35.6034″
21	33° 36′ 44.3442″	132° 52′ 35.1160″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

分城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県大洲市河辺町北平の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第千五百九十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 30′ 43.1710″	132° 47′ 38.4693″
2	33° 30′ 43.1815″	132° 47′ 37.3081″
3	33° 30′ 50.5181″	132° 47′ 35.7774″
4	33° 30′ 50.6307″	132° 47′ 37.2189″
5	33° 30′ 48.5618″	132° 47′ 37.7892″
6	33° 30′ 48.3573″	132° 47′ 37.7814″
7	33° 30′ 48.1087″	132° 47′ 37.8785″
8	33° 30′ 47.7579″	132° 47′ 38.0402″
9	33° 30′ 47.3289″	132° 47′ 38.1734″
10	33° 30′ 47.1256″	132° 47′ 38.1435″
11	33° 30′ 46.9017″	132° 47′ 38.2045″
12	33° 30′ 46.4582″	132° 47′ 38.6213″
13	33° 30′ 44.1637″	132° 47′ 39.4389″
14	33° 30′ 43.1048″	132° 47′ 38.8600″

○国土交通省告示第九百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上関川（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

高知県長岡郡本山町上関

字防奥

甲一九二四番及び甲一九二五番

甲一九二七番一及び甲一九二七番二

甲一九二八番一

甲一九四〇番

甲一九四二番一及び甲一九四二番二

甲一九四三番一及び甲一九四三番二

甲一九四四番一及び甲一九四四番二

字サルタキ

甲一九六〇番二

甲一九六三番一

甲一九六五番

甲一九六八番

甲一九七〇番

甲一九七三番

甲一九七七番一

甲一九七九番

甲一九八〇番一及び甲一九八〇番二

甲一九八一番一及び甲一九八一番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県長岡郡本山町上関

字井口

甲六二三番二　一号及び二号

甲六二三番一　三号

甲六二一番　四号

地先道路敷　五号

甲六二〇番　六号から八号まで

甲六一五番一　十五号から十九号まで、二十二号及び二十三号

甲六二五番　二十号及び二十一号

甲六三一番　二十四号から二十六号まで

甲一八五二番　九号

甲一八五八番　十号及び十一号

甲一九四三番二　十二号

甲五六九番　二十七号

地先道路敷

甲一九五七番　十三号及び十四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

清水谷川及び支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県土佐清水市大字下ノ加江の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第三千二十八号で指定した同号三三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32° 52′ 21.6493″	132° 57′ 01.2809″
2	32° 52′ 21.9942″	132° 57′ 02.2558″
3	32° 52′ 21.7716″	132° 57′ 04.3225″
4	32° 52′ 21.1566″	132° 57′ 04.8874″
5	32° 52′ 19.5375″	132° 57′ 01.9162″
6	32° 52′ 20.4912″	132° 56′ 58.0874″

○国土交通省告示第九百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸房川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号と十六号を昭和五十四年建設省告示第百十七号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十六号から十八号までを順次結んだ線、標柱十八号と十九号を昭和五十四年建設省告示第百十七号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第百十七号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）

佐賀県唐津市浜玉町平原

字戸房　乙二四一六番一　一号

地先道路敷　乙二四一六番一　二号